

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）

（自署）

（自署）

手書き用

公社(乙)に利用権の設定を行う者（甲）	利用権の設定を受け・設定を行う者(公社)（乙）	公社（乙）を通じて利用権の設定を受ける者（丙）
下記の2,3を合意し、裏面の4(共通事項)を了承し、計画に同意する。 (甲 自署) 記入日 年 月 日 (住所) (氏名) (電話番号 — —)	(住所)山口市桜畠三丁目2番1号 (名称)公益財団法人やまぐち農林振興公社 (山口県農地中間管理機構) 理事長 桑 原 恵 利 (電話番号 083-924-0067)	農地法その他の農業に関する法令を遵守していることを申告するとともに、 下記の2,3を合意し、裏面の4（共通事項）を了承し、この計画に同意する。 (丙 自署) 記入日 年 月 日 (住所) (氏名) (電話番号 — —)

1 各筆明細

利用権を設定する農地						設定する利用権					
NO	所在：市町 大字										

※「他（ ）」のカッコ内は ①山林 ②原野 ③雑種地

	2 債権譲渡及び代物弁済に係る合意事項	3 農地附属物に関する合意事項
(甲)	上記の利用権が設定された農地に係る乙の丙に対する賃料請求権を、乙から甲へ債権譲渡(民法第466条及び467条)することにより、乙の甲に対する賃料支払債務が弁済される(代物弁済という)ことを承諾します。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	☐果樹・施設等農地附属物が有る（予定含む） 果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収取義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。
(丙)	上記の利用権が設定された農地に係る契約期間における乙の丙への賃料請求権を、乙から甲に譲渡されることを承諾します（民法第466条及び467条）。ついては、賃料の支払い方法(支払い時期、入金方法等)について、甲と丙が協議し、丙が甲に直接支払います。	果樹・施設等農地附属物が有る場合(予定含む)の収取義務は、丙が甲に対して直接義務を負い、(公財)やまぐち農林振興公社及び農地の所在する自治体は、甲に対し義務を負いません。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

農業委員・推進委員 氏名